

高知市公共施設における再生可能エネルギー及び省エネルギー設備導入に関する指針

この指針（以下「指針」という。）は、高知市の所有する公共施設における再生可能エネルギー（以下「再生エネ」という。）及び省エネルギー（以下「省エネ」という。）設備の導入に向けた取組方針を定めるものである。

1 指針策定の趣旨

地球温暖化問題が地球規模で深刻化し、世界的な重要課題として認識される中、平成 27（2015）年に開催された気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議（COP21）で「パリ協定」が採択され、我が国は、「日本の温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度レベルから 26%削減する」ことを目標とする約束草案を国連に提出した。

本市においても、「高知市新エネルギービジョン（平成 25 年 3 月策定）」及び「高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（平成 28 年 3 月改定）」などに基づき、国の目標に沿った温室効果ガス削減目標を掲げ、市域における温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進するとともに、本市の自然条件や地域資源を生かした再生エネの導入による「低炭素都市・循環型都市」の実現に向けた取組を推進している。

高知市役所は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）」（省エネ法）における特定事業者であり、市内でもエネルギー使用量が多い大規模な施設を多く保有していることなどから、自らが率先して環境に配慮した取組を進め、環境負荷の低減を図る責務がある。

このため、平成 28 年 3 月に策定した「第 4 次高知市環境保全率先実行計画（エコオフィスプラン）」に掲げる取組を着実に実行するために、公共施設マネジメントとの整合性を図りながら、本市の公共施設において、再生エネ・省エネ設備を積極的に導入するための指針を策定するものである。

2 対象とする公共施設

指針の対象とする施設は、市が整備・管理する建築物等であり、職員が執務を行う庁舎及び市民一般に広く利用される施設のすべてとする。（指定管理者制度導入施設含む）

<主な施設等>

- 市庁舎，地域窓口センター，ふれあいセンター，市民会館等
- 高知商業高校，特別支援学校，中学校，小学校，幼稚園，保育園
- 保健福祉センター，福祉施設等
- 環境関連施設，観光関連施設
- スポーツ関連施設，文化施設，公民館，図書館
- 市営住宅
- 公園や道路，街路の照明，表示灯，防犯灯等

3 目標

国の「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月閣議決定)に掲げる中期目標「2030 年度に 2013 年度比 26%の温室効果ガス排出削減」に向けて、高知市においても市の保有する公共施設において、2030 年度に 2013 年度比 26%の温室効果ガス排出削減を目指すこととする。

4 導入方針

(1) 状況に応じた導入の検討について

- ① 公共施設の新築、改築、大規模改修等を行う際は、原則として再生エネ・省エネ設備の導入を検討する。(ただし、再生エネの導入は原則延床面積 300 m²以上の公共施設に限る。)
- ② 既築公共施設については、従前と比較してより省エネルギー化の図られるものについて積極的に省エネ設備の導入を検討する。

(2) 導入規模について

- ① 再生エネ設備の導入規模は、当該公共施設のエネルギー使用想定量の 5%以上とする。(設計時の試算による。)
- ② 省エネ設備については、原則として初期投資をランニングコストの削減で回収できるものとする。

(3) 持続的な導入及び維持管理のための財源確保について

- ① 再生エネ設備を導入し発電する場合は、原則固定価格買取制度(FIT制度)による余剰売電を行い、歳入を確保することとする。ただし、国費の補助要件が売電を認めない場合や、売電収入が売電用検針装置等の費用を下回る見込みの場合等を除く。
- ② 入居者が電気使用料を自己負担している市営住宅等は全量売電を行う。
- ③ 再生エネ・省エネ設備の導入による歳入及び削減した費用については、原則として、基金の造成等により将来の設備更新や他の再生エネ・省エネ設備の導入を検討するものとする。

(4) 配慮事項等

- ① 建物の屋上スペースが災害時の避難場所となる防災避難施設や津波避難ビル施設などについては、避難スペースを確保した上で避難機能に支障のない範囲において再生エネ設備を導入する。
- ② 歴史的・文化的施設や建物の性格上、再生エネ設備を導入することが景観や施設の機能面から見てふさわしくない施設については導入検討の対象外とする。
- ③ 対象となる公共施設の立地場所や用途、設備の設置場所、エネルギー使用実態等を勘案し、最適な設備を導入すること。
- ④ 公共施設マネジメント等による今後の施設の状況に留意して対応する。
- ⑤ 屋根貸しや、遊休地等への再生エネ設備の導入も検討する。

導入を検討する設備と導入時の条件等（例）

	設備の種類	導入時の条件等
再生 エネ 利用	太陽光発電	日照条件が良いこと。 耐震基準をクリアしていること。 建物の構造的に太陽光パネル等の取付が容易であること。
	太陽熱利用	日照条件が良いこと。 施設上、給湯の需要が多いこと。
	木質バイオマスボイラー	施設上、熱需要が継続して必要なこと。 木質燃料の調達が容易であること。
	地中熱ヒートポンプ	施設上、通年で冷暖房の需要が多いこと。
	排熱利用	排熱する施設であること、もしくは排熱する施設が近接していること。施設上、給湯の需要が多いこと。
	太陽光採光	施設の建設時において、設計段階で検討を行う。
省 エネ	高効率照明（LED等）	施設の建設時において、原則導入を行う。 照明の交換時は、白熱灯照明から優先的に交換する。
	高効率空調	施設の建設時において、原則導入を行う。
	高断熱材・複層ガラス	施設の建設時において、原則導入を行う。
	サーキュレーター・ シーリングファン	天井高の高い施設において導入を検討する。

5 推進体制等

本指針に基づき、市の整備・導入した市有の公共施設への再生エネ・省エネ設備の実績を毎年度とりまとめ、庁議へ報告する。実績の取りまとめ、報告等は環境部新エネルギー推進課にて行うものとする。

平成 28 年 10 月作成